

令和2年度第1四半期における検査指摘事項一覧

施設名 管理対象	発生防止	拡大防止 ・影響緩和	閉じ込めの維持	重大事故等対 処及び大規模 損壊対処	従業員に対す る放射線安全	公衆に対する 放射線安全	核物質防護
泊 1号炉							
泊 2号炉							
泊 3号炉							
大間							
東通(東京電力)							
東通(東北電力)							
女川 1号炉							
女川 2号炉					緑(1)		
女川 3号炉							
柏崎刈羽 1号炉							
柏崎刈羽 2号炉							
柏崎刈羽 3号炉							
柏崎刈羽 4号炉							
柏崎刈羽 5号炉							
柏崎刈羽 6号炉							
柏崎刈羽 7号炉							
福島第二 1号炉							緑(1)
福島第二 2号炉							
福島第二 3号炉							
福島第二 4号炉							
東海第二							
東海							
浜岡 1号炉							
浜岡 2号炉							
浜岡 3号炉							
浜岡 4号炉							
浜岡 5号炉							
志賀 1号炉							
志賀 2号炉							
敦賀 1号炉							
敦賀 2号炉							
美浜 1号炉							
美浜 2号炉							
美浜 3号炉			緑(1)				
大飯 1号炉							
大飯 2号炉							
大飯 3号炉							
大飯 4号炉							
高浜 1号炉							
高浜 2号炉							
高浜 3号炉							
高浜 4号炉							
島根 1号炉							
島根 2号炉							
島根 3号炉							
伊方 1号炉							
伊方 2号炉							
伊方 3号炉							
玄海 1号炉							
玄海 2号炉							
玄海 3号炉							
玄海 4号炉							
川内 1号炉							
川内 2号炉							

赤:安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

黄:安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準

白:安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

緑:安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

空白:指摘事項なし

()の数字は指摘の数。

令和2年度第1四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
女川原子力発電所2号機 不適切な表面汚染密度測定による作業員の内部被ばく	適切な表面汚染密度測定及び被ばく防護対策が実施されておらず、作業員に意図しない内部被ばくが発生した。	緑	SL IV (通知なし)	https://www2.nsr.go.jp/data/000322662.pdf https://www.nra.go.jp/data/000307176.pdf
美浜発電所3号機 不適切な保全による海水ポンプ自動停止	保全計画において、設置環境及び使用環境が適切に考慮されておらず、使用済み燃料ピット等の熱除去に用いられる海水ポンプが自動停止した。	緑	SL IV (通知なし)	https://www2.nsr.go.jp/data/000322639.pdf https://www.nra.go.jp/data/000309171.pdf

令和2年度第1四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	重要度	深刻度
福島第二原子力発電所における周辺防護区域の設定等	緑	SL IV (通知なし)

重要度: 検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の4つに分類する。

深刻度: 法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL: Severity Level)により評価する。

令和2年度第1四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
指摘事項なし				

令和2年度第1四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度
指摘事項なし			

重要度: 検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。

深刻度: 法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL: Severity Level)により評価する。